



平成 27 年 5 月 22 日

各位

会社名 株式会社ネプロジャパン
代表者名 代表取締役社長 筒井 俊光
(JASDAQ・コード 9421)
問合せ先
役職・氏名 経営企画室長 野澤 創一
電話 03-6803-3976

商号の変更、本店の所在地の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 24 回定時株主総会における定款一部変更の件の承認を条件として、下記のとおり、商号及び本店の所在地の変更をすることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

当社は、持株会社への移行から 1 年を経過し、また現在、当社グループの事業ポートフォリオの再構築を進めております。このような中、商号から持株会社であることを明確にし、また「Nepro = Network Product」という起源ではありますが、通信以外の事業領域への展開を進めるため、一方で旧社名の頭文字である「N」と「J」を残すことにより、創業者精神や経営理念を承継する意味を込めて、当社定款第 2 条（商号）に定める商号を「株式会社エヌジェイホールディングス」に変更するものであります。

(2) 変更後の商号（英文表記）

株式会社エヌジェイホールディングス (NJ Holdings Inc.)

(3) 変更予定日

平成 27 年 12 月 1 日

2. 本店の所在地の変更について

(1) 変更の理由

当社及び当社の子会社の事務所を集約、統合して、業務の効率化を図るため、また事業内の連携を進めるため、第 3 条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都中央区から東京都港区に変更するものであります。

(2) 新本店所在地

東京都港区芝三丁目8番2号

(ご参考) 現本店所在地

東京都中央区京橋一丁目11番8号 西銀ビル

(3) 変更予定日

本店の移転は、平成27年11月頃を予定しておりますが、平成27年11月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものといたします。

3. 定款一部変更の内容

(1) 変更の理由

上記1. 2. に加え、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することが可能になりましたことから、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第31条(取締役の責任免除)及び第42条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分です)

現行定款	変更案
第1条(省略)	第1条(現行通り)
(商号)	(商号)
第2条 当社は、 <u>株式会社ネプロジャパン</u> と称し、 英文では <u>NEPRO JAPAN Co., Ltd.</u> と表示する。	第2条 当社は、 <u>株式会社エヌジェイホールディングス</u> と称し、英文では <u>NJ Holdings Inc.</u> と表示する。
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。	第3条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。
第4条～第30条(省略)	第4条～第30条(現行通り)

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第32条～第41条（省略）

(監査役の責任免除)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第43条～第51条（省略）

(新設)

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第32条～第41条（現行通り）

(監査役の責任免除)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第43条～第51条（現行通り）

附則

第1条 第2条（商号）の変更は、平成27年12月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、

	<p><u>本附則は、効力発生後これを削除する。</u></p> <p><u>第2条 第3条（本店の所在地）の変更は、平成27年11月30日までに開催される取締役会において決定する日をもって効力を生ずるものとする。</u> <u>なお、本附則は、効力発生後これを削除する。</u></p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 日程

定款変更を付議する定時株主総会開催日 平成27年6月26日

効力発生日 平成27年6月26日

以上